

2025 岩手県育成センター U12 運営要項

1 運営要項の目的

育成センター活動の目的達成と同時に、安全・安心を確保した運営のため、運営要項を定める。

2 運営スタッフ

(1) 全体総括

- ・育成センターに関するマネジメント、指導内容、指導者の統制等、全てを統括する。
- ・カテゴリー総括マネージャー(事務局を兼ねる)
- ・全体総括・指導責任者と連携を取りながら、カテゴリー内の活動を掌握する。
- ・カテゴリー間連携を強化し、選手の情報共有を行う。

(2) 会計措置

- ・事業年度ごとに予算案と決算報告を岩手県協会ユース育成委員長(または全体総括)に提出する。
- ・予算執行にあたっては、岩手県協会ユース育成委員会の定める執行手順に従って行い、諸帳簿を整理する。

3 指導スタッフ

- (1) 全ての指導者は、岩手県協会強化部会より任命された者で、JBA コーチライセンスを有する有資格者とする。
- (2) 指導スタッフは、JBA のユース育成事業の趣旨を理解し、カテゴリー総括マネージャーと協力して育成センター活動の充実を図る。
- (3) 育成センターの単位ごとに、ヘッドコーチ、アシスタントコーチ2名、計3名のスタッフを置く。スタッフはカテゴリー総括マネージャーと連携して事務的業務、会計業務も行う。必要に応じてスタッフ数を増やしてもよい。
- (4) 育成センターの単位は、下記の地区ごとにする。
 - ① 盛岡地区 DC
 - ② 岩手地区 DC
 - ③ 花巻・紫波地区 DC
 - ④ 北上地区 DC
 - ⑤ 奥州地区 DC
 - ⑥ 一関地区 DC
 - ⑦ 釜石・気仙地区 DC
 - ⑧ 宮古地区 DC
 - ⑨ 久慈地区 DC
 - ⑩ 二戸地区 DC
 - ⑪ 岩手県選抜育成センター (岩手県 U12DC)

4 年間計画の作成と実施報告の提出

カテゴリー総括マネージャーは、所定の用紙にて年間計画を作成し、参加者に示すと共に全体総括・岩手県協会ユース育成委員長に提出する。

育成センター実施後は、活動の記録として指導スタッフ(マネジメント)が所定の実施報告を作成し、カテゴリー総括マネージャーに提出する。これをまとめて岩手県協会ユース育成委員長が岩手県協会強化部会に報告する。

5 名簿作成

育成センターごとに選手およびスタッフの名簿を所定の書式にて作成し、指定された期日までに提出する。

6 運営費・経費等

- (1) 県協会からの運営費と選手からの参加料により運営する。
- (2) 運営費は、施設使用料、事務経費、スタッフ旅費/日当、会議費、保険料にあてる。(支出規程については、別途規程を定める。)

7 保険

- (1) 育成センター活動では、選手をスポーツ傷害保険に加入させなくてはならない。
- (2) 育成センター活動では、指導スタッフをスポーツ傷害保険に加入させなくてはならない。

8 会計報告

- (1) 全体の会計処理は、岩手県協会ユース育成委員会が行う。
- (2) 育成センター実施において、各地区スタッフは会計処理を行い、カテゴリー総括マネージャーに提出する。
- (3) カテゴリー総括マネージャーは、カテゴリー別活動における会計処理を行い、報告書を作成して岩手県協会ユース育成委員会に報告する。
- (4) 全体総括・岩手県協会ユース育成委員長は、事業終了後、速やかに岩手県協会に報告する。

9 選手の参加規程

- (1) 育成センター活動を優先する。
- (2) 全国大会やそれに準ずる公式戦の予選等と日程が重複した場合は、チームの活動を優先することが出来る。
- (3) 学校行事による欠席は認める。

10 スタッフ規程

育成センター活動の目的は、言い換えると「選手育成」「選手発掘」「指導者養成」「一貫指導プログラム」である。この点で「指導者養成」「一貫指導プログラム」に関する規程を定める。

(1) 指導内容

JBA 技術委員会より提示された内容に準じた指導内容とする。（岩手県選手への伝達機能も有する）

(2) コーチ研修会

年度当初に全ての育成コーチを対象としたコーチ研修会を実施する。研修会に参加できない場合は、これに代わる指定の講習会に参加しなくてはならない。

(3) 指導者の任命制

各カテゴリーより推薦を受け育成センターコーチとなった場合でも岩手県協会強化部会の任命とする。すなわち、問題のあるコーチに対しては、任命権者である岩手県協会強化部会がこの任を解くことが出来る。

(4) スタッフの資質

- ・暴力根絶宣言を行い、行動規範を順守する。
- ・不適切な指導や安全義務違反等過失の重い事故が生じた場合、保険だけでは対応できないことがあること、指導者個人が訴訟対象となることを認知しておくこと

11 安全対策と緊急時対応マニュアル

(1) 選手の傷害・疾病

- ・保護種・選手に対して、「指導中の傷害・疾病に対して、指導者は現場での応急措置を行うこととするが、その後の責は負わないこと」を告知する。（危険の認知の範囲として）
- ・育成センター活動中に起こる事故等に対する緊急対応マニュアルや緊急連絡網を作成しておくこと。

(2) 報告について

- ・選手・スタッフの怪我・事故、選手間のいじめ・暴力等が発生した場合、ヘッドコーチはカテゴリー総括マネージャーおよび全体総括に報告する。特に入院・通院加療が必要な怪我の場合は速やかに報告すること。

一般社団法人岩手県バスケットボール協会強化部会ユース育成委員会

2025 年 4 月